

## 響灘東地区処分場整備事業に係る環境影響評価方法書に対する市長意見

事業者は、計画段階環境配慮書手続に準じ、処分場の設置場所の選定に当たり、自主的に複数案の比較検討を行っているが、いずれも海面に処分場を設置する計画案となっている。水面埋立を行わずに既存の処分場をかさ上げする案についても検討しているのであれば、その結果を準備書に記載すること。

対象事業実施区域は、比較的勾配の緩やかな水深10メートル未満の浅海域であるが、周辺海域は、複雑な海底地形となっており、事業の実施に伴い、周辺海域の潮流が変化する可能性がある。また、当該区域近傍にある市の水質測定地点（H4）では、全窒素の値が近年やや高い傾向にあり、平成23年度は環境基準を超過している。このような海域において埋立事業が実施された場合、周辺海域の潮流に影響を及ぼし、更なる水質の悪化が懸念されることから、現地調査及び既存資料調査の結果を踏まえ、潮流や水質等について適切に予測及び評価を行うこと。

対象事業実施区域内に底質等の調査地点が設定されているが、事業の実施に伴う環境影響を継続的に評価するには、対象事業実施区域外に地点を選定し継続的に調査する必要がある。ついては、対象事業実施区域外において適切な調査地点を選定すること。

事業者は、本埋立事業が当該水域へ及ぼす影響について適切に把握できるように、処分場からの放流水及び周辺海域における水質監視計画を策定し、準備書に記載すること。